主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人材津豊治の上告趣意は、原判決がなんら判断を示していない事項に関する 判例違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文により、裁判官 全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四七年一〇月一六日

最高裁判所第一小法廷

_		盛		岸	裁判長裁判官
誠			田	岩	裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官